

## 河合町罹災証明書等交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（火災を除く。以下「災害」という。）によって生じた被害の状況に対する証明書（以下「罹災証明書等」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住家 現実に居住のために使用している建物
- (2) 非住家 住家以外の建物（官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等）
- (3) その他の物件 前2号に掲げる以外のもの

### (証明書の種類)

第3条 この要綱により交付する罹災証明書等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 罹災証明書 住家又は非住家の災害による被害について、内閣府が定める災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という。）に基づき、町が現地調査等により罹災の事実を確認し、その罹災の程度について証明するものをいう。
  - (2) 被災届出証明書 住家及び非住家の被害が軽度である場合又はその他の工作物及び家財並びに町長が適当と認めるものに被害が生じた場合に、その事実を届け出たことを証明するものをいう。
- 2 町長が罹災証明書で証明する被害の程度は、全壊、大規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水、その他の被害又は被害なしとする。

### (交付申請の対象者)

第4条 罹災証明書等の交付を申請できる者は、第2条各号に定めるものの所有者及び使用者とする。

### (交付の申請)

第5条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明交付申請書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。

2 被災届出証明書の交付を受けようとする者は、被災届出証明交付申請書（様式第2号）に次の書類を添えて町長に申請しなければならない。

（1） 被害状況が分かる写真

（2） その他町長が必要と認める書類

3 前2項の規定により申請書を提出する者は、申請時に本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公庁が発行した免許証、許可証又は資格証明証（写真添付のものに限る。）をいう。）の提示、その他町長が適当と認める方法により本人確認ができるものを提示しなければならない。

（調査の実施）

第6条 町長は前条第1項に規定する申請があったときは、運用指針に基づき実地調査を行うものとする。ただし、当該申請書に係る被害の程度について、罹災証明書の交付を受けようとする者が運用指針で定める一部損壊（10%未満）であることを自己で判定しており、被害状況を示す写真等から判定結果が明らかに一部損壊（10%未満）である場合は、実地調査を省略することができる。

2 町長は前条第2項に規定する申請があったときは、同項各号に掲げる書類により被害状況を確認するものとする。

（証明書の交付）

第7条 町長は、第5条に規定する申請があったときは、前条に定める調査又は確認を実施し、罹災証明書（様式第3号）又は被災届出証明書（様式第2号）を交付するものとする。

（再調査の申請）

第8条 罹災証明書の交付を受けた者が、罹災証明書で証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、当該罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して1ヶ月以内に、再調査の申請をすることができる。ただし、第6条第1項ただし書の規定により申請をする場合は、この限りでない。

2 前項に規定する申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、町長に対し、被害認定再調査申請書（様式第4号）を提出して行うものとする。

（代理人による申請等）

第9条 第5条及び前条に規定する申請並びに第7条に規定する罹災証明書又は被災届出証明書の受領は、当該申請又は受領をしようとする者の代理人が行うことがで

きる。

2 代理人が前項に規定する申請又は受領を行うときは、委任状を提出しなければならない。ただし、代理人が前項に規定する申請又は受領をしようとする者と同一世帯に属する者である場合は、委任状の提出を省略することができるものとする。

(手数料)

第10条 罹災証明書等の交付に係る手数料は、無料とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるほか、罹災証明書等に関し、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日より施行する。